

鳥取市国民健康保険条例の一部改正について

出産育児一時金について

○ 出産育児一時金とは、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度。

○ 出産育児一時金の支給額については、出産費用等の状況を踏まえ、弾力的な改定を実施するため、被用者保険は政令、市町村国保は条例で、それぞれ規定している。

出産育児一時金の規定

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）（抄）

第三十六条 法第一条の政令で定める金額は、三十九万円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、三十九万円に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。

- 一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故（出産（厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。）に係る事故（厚生労働省令で定める事由により発生したものを除く。）のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となったものをいう。次号において同じ。）が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。 ※1
- 二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

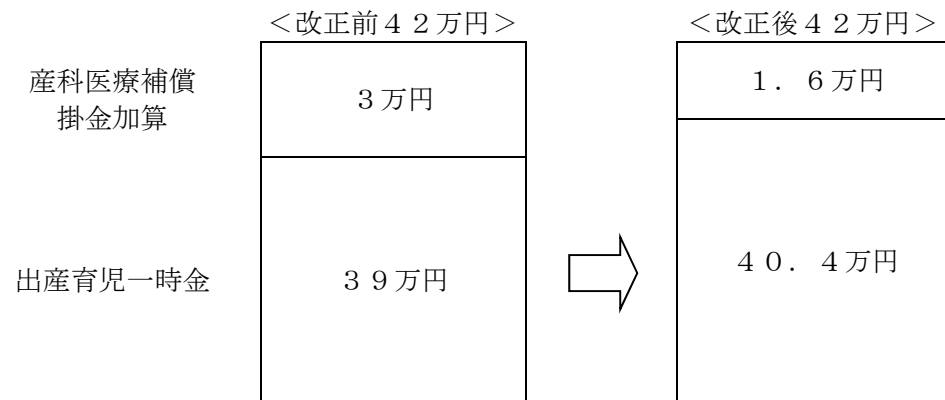
※1 財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等については、令第36条第1号及び第2号のいずれにも該当するものである。

※2 これらの医療機関等において出産したことが認められた場合の出産育児一時金等の加算額は、機構の運営する産科医療補償制度における掛金（在胎週数第22週以降の出産（死産を含む。以下同じ。）の場合に発生）が3万円であることから、3万円が基準となるものであり、出産育児一時金等については在胎週数第22週以降の出産の場合、合計42万円を支給する。

なお、令第36条において加算額については「3万円を超えない範囲内で保険者が定める額」としているのは、産科医療補償制度開始後の見直しの中で当該掛金の額が変動しうるためである。

条例改正（出産育児一時金制度）の概要

出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度掛金の引き下げに伴い、同制度に加入している分娩機関で分娩する場合に加算する額を引き下げるとともに、出産育児一時金の基本額を引き上げることによって、加算後の支給総額を42万円に維持するもの



鳥取市国民健康保険条例（昭和34年条例第6号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として、<u>404,000円</u>（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、これに<u>16,000円</u>を加算した額）を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として、<u>39万円</u>（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、これに<u>3万円</u>を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額）を支給する。</p> <p>2 (略)</p>

出産育児一時金見直しの経過

1. 産科補償制度の見直し

(1) 補償対象基準の拡大（平成26年1月20日 第73回社会保障審議会医療保険部会 決定）

- ・ 在胎週数 : 33週以上 ⇒ **32週以上**
- ・ 出生体重 : 2000^{グラム}以上 ⇒ **1400^{グラム}以上**

(2) 掛金（保険料）の引き下げ（平成26年4月21日 第74回社会保障審議会医療保険部会 決定）

30,000円／1分娩（胎児） ⇒ **16,000円／1分娩（胎児）**

(3) 施行期日 平成27年1月1日

- ※①制度創設時の推計では補償対象者数を年間500人から800人程度と見込み保険料水準は3万円と設定されている。
②今後の年間補償対象者数の推計値を571人（423人～713人）に下方修正し、保険料水準は2.4万円と推計。
③さらに平成21年から平成26年までの余剰金が800億円程度生じる見込みであることから平成27年以降10年間に0.8万円を充当し、保険料水準を1.6万円とすることとされた。

2. 出産育児一時金の見直し（平成26年7月7日 第78回社会保障審議会医療保険部会 決定）

- (1) 出産育児一時金基本額の引き上げ 39万円 ⇒ **40.4万円**
- (2) 産科医療補償掛金相当加算額の引き下げ 3万円 ⇒ **1.6万円**
- (3) 施行期日 平成27年1月1日

- ※ 掛金の引き下げに伴い加算額は引き下げとするが、平均的な出産費用が増加しており、妊産婦の実質的な負担軽減の観点から、加算後の総額が現行と同額の水準になるように基本額を引き上げることとされた。

産科医療補償制度について（機構ホームページより）

1. 産科医療補償制度とは

分娩に関連して重度脳性麻痺となった赤ちゃんとご家族の経済的負担を補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、再発防止に役立つ情報を提供する制度です。

2. 運営組織（公益財団法人日本医療機能評価機構）

公益財団法人日本医療機能評価機構は、制度の運営組織として、分娩機関の制度加入手続、保険加入手続、掛金集金、補償対象の認定、原因分析、再発防止および長期の補償金支払手続（保険金請求手続）等の制度運営業務を行います。

3. 分娩機関

制度に加入する分娩機関は、補償開始日以降に自ら管理する全ての分娩について補償の提供を約束します。また、分娩機関は、運営組織に取扱分娩数を申告し、これに応じた掛金を支払います。補償対象となる脳性麻痺が生じた場合には、分娩機関は運営組織へ補償申請を行います。

4. 補償内容と掛金

（1）補償対象

- ・平成21年1月1日以降に出生した児で、次の基準を全て満たすもの
 - ①出生体重2,000g以上かつ在胎週数33週以上、または在胎週数28週以上で所定の要件
 - ②身体障害者手帳1・2級相当の脳性麻痺
 - ③先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺

（2）補償金額

補償内容	支払回数	補償金額
準備一時金（看護・介護を行う基盤整備のための資金）	1回	600万円
補償分割金（看護・介護費用として毎年定期的に支給）	20回	120万円／年

（3）掛金

30,000円／1分娩（胎児）

全国の平均的な出産費用について

○病院、診療所、助産所 合計（全国）【平均値】

専用請求書項目	平成22年度(※1)	平成23年度	平成24年度
入院日数	6日	6日	6日
入院料(※2)	108,159円	108,986円	110,248円
室料差額(A)	14,084円	14,159円	14,635円
分娩料	222,607円	226,609円	231,018円
新生児管理保育料	50,642円	50,267円	50,454円
検査・薬剤料	11,547円	11,648円	11,988円
処置・手当料	13,136円	13,210円	13,356円
産科医療補償制度(B)	29,655円	29,698円	29,672円
その他(※3)(C)	24,626円	24,708円	25,363円
小計	474,455円	479,284円	486,734円

※1 これらの数値は、正常分娩に係る直接支払制度専用請求書を国民健康保険中央会において集計したものであり、平成22年度は、集計上の都合、4月分を除く11か月分について集計している。

※2 入院料の中には、食事料等も含んでいる。

※3 その他とは、医療外費用(お祝い膳など)の直接分娩に関わらないものをいう。

小計から(A)～(C)を 控除した額(D)	406,090円	410,719円	417,064円
--------------------------	----------	----------	----------

都道府県別出産費用について(平成24年度)

○妊婦合計負担額(病院、診療所、助産所合計 都道府県別)

(単位:円)

	平均値	中央値		平均値	中央値		平均値	中央値
北海道	427,536	427,620	石川県	456,037	457,860	岡山県	479,016	471,326
青森県	424,054	421,217	福井県	453,697	446,735	広島県	475,611	473,721
岩手県	450,152	448,380	山梨県	477,026	475,783	山口県	426,973	419,615
宮城県	517,394	513,200	長野県	492,076	492,195	徳島県	457,491	457,570
秋田県	439,574	441,500	岐阜県	474,691	475,088	香川県	434,345	432,000
山形県	486,012	487,190	静岡県	481,314	478,690	愛媛県	441,567	442,340
福島県	461,714	460,789	愛知県	497,657	498,090	高知県	415,006	413,700
茨城県	496,986	488,010	三重県	489,252	487,794	福岡県	459,253	455,990
栃木県	525,763	521,200	滋賀県	471,587	471,800	佐賀県	430,704	430,360
群馬県	492,802	485,976	京都府	473,349	471,895	長崎県	446,221	447,180
埼玉県	511,750	502,450	大阪府	492,944	494,000	熊本県	411,449	420,000
千葉県	492,400	486,795	兵庫県	493,542	490,102	大分県	422,215	421,600
東京都	586,146	559,590	奈良県	479,864	493,550	宮崎県	420,879	420,520
神奈川県	534,153	525,250	和歌山県	443,955	447,810	鹿児島県	426,711	426,240
新潟県	486,386	488,550	鳥取県	399,501	402,861	沖縄県	414,410	418,315
富山県	457,650	456,624	島根県	453,170	456,565	全国	486,734	477,000

※ これらの数値は、正常分娩に係る、直接支払制度専用請求書を国民健康保険中央会において集計したもの